

# 刺謁・振瞻・潔祀

——『四民月令』に描かれた人と人との結びつき——

下倉 渉

## はじめに

崔寔が著した『四民月令』は、後漢後半期における鄉村社会の生活を具体的に描写した史料として注目されてきた。この書は南宋以後散佚したが、清朝の時幾種類かの輯本が編定され、現在以下の優れた輯本が刊行されている。<sup>1)</sup>

- (1) 守屋美都雄「四民月令輯本」(『中国古歳時記の研究』帝國書院 一九六三)【以下「守屋輯本」と略称】
- (2) 石声漢「四民月令校注」(中華書局 一九六五)【以下「石輯本」と略称】
- (3) 繆啓愉「四民月令輯釈」(農業出版社 一九八一)【以下「繆輯本」と略称】
- (4) 渡部武「四民月令」輯本稿」(『東海大学紀要(文学部)』四五 一九八六)【以下「渡部輯本」と略称】
- (5) 渡部武「四民月令——漢代の歳時と農事——」(平凡社 一九八七)【以下「渡部著書」と略称】

いずれも『玉燭宝典』が一括して引く佚文を利用しており、欠けている九月条は類書等を用いてこれを補っている。<sup>2)</sup>なかでも渡部氏は、尊経閣所蔵抄本『玉燭宝典』を利用してゐるため、その輯本は最も

信頼できる。以下本稿で引用する『四民月令』(以下『月令』と略称)の本文は、全て渡部著書による。

確かに『月令』の祖本は失われてしまったが、諸氏の努力の結果ほぼ往事の姿に復元されたといえよう。こう評して誤りなければ、本書の利用価値は極めて高い。その中身もさることながら、この書が一人の手によって編まれた小冊である点が重要である。例えば、使用されている同一表現の間に大きな意味のずれはほぼないと推測される。大部な史書には望みがたい利点が本書にはある。

『月令』を取り上げた論考は、部分的に利用したものまで含めると、枚挙にいとまない。専論のみを若干紹介しておく、楊聯陞「從四民月令所見到的漢代家族的生活」(『食貨』一一六 一九三五)、守屋「四民月令について」(前掲著書、一九四二年初出論文を改題改訂の上所収)、石「試論崔寔和四民月令」(前掲著書所収)、天野元之助「後漢の崔寔『四民月令』について」(『經濟論集(関西大学)』一六—四・五 一九六六)、渡部「『四民月令』に見える後漢時代の豪族の生活」(渡部著書所収、初出は一九八〇年)【以下「渡部論文」と略称】、藤田勝久「四民月令」の性格について——漢代郡県の社会像——」(『東方学』六七 一九八四)等がある。如上の高論と比べた時、本小稿に取るべきところがあるとすれば、それは、副題

に掲げた如く、この書に描かれた「人と人との結びつき」について専ら論じた点にある。先学・諸兄の叱正を乞う次第である。

## 第一節 刺謁

まずは、次の記述の検討から始めよう。

### 【正月】

正月之旦、是謂正日。躬率妻孥、潔祀祖禰。……及祀日、進酒降神、畢、乃入室尊卑、無大無小、以次列坐先祖之前、子婦曾孫、各上椒酒於其家長、稱觴舉壽、欣如也。謁賀君・師・故將・宗人・父兄・父友・友親・鄉黨耆老。

### 【十一月】

十一月、冬至之日、……、其進酒尊長、及脩刺謁賀君・師・耆老、如正月。

### 【十二月】

十二月、「臘」日、薦稻・鴈。……其明日、是謂小新歲。進酒降神、其進酒尊長、及脩刺賀君・師・耆老、如正月。

ここで注目したいのは回礼の儀である。正日と冬至、臘日の翌日に君・師・耆老等のもとへ名刺を携えて拜賀に赴くと記されている。十一月・十二月・正月の三ヶ月間、毎月回礼するというのは些か奇異の感を覚えるが、冬至は後世「亜歳」と称されるように歳旦に準じる日であり、また、臘日の翌日も「小新歳」と右では呼ばれている。よって、この両日に正日同様、年頭の儀としての「脩刺謁賀」が行われてもおかしくない。後述する墓参と同じく、本来回礼すべ

き祭日を全て書き記したのではあるまいか。

右の三条とも、刺謁の具体的な対象を挙げる。そのなかで最も多くの訪問先を示すのが正月条で、他の二条は「君・師・耆老」の三者にとどまる。両月はこの三対象に限定されていたのか、それとも、直後に「如正月」とあるから略述したに過ぎないのか、俄に判断することはできない。

正月条に掲げられているのは、①君・②師・③故將・④宗人・⑤父兄・⑥父友・⑦友親・⑧郷黨耆老の八者である。②⑦⑧については渡部著書の解説を参照されたい。④⑤は次節で取り上げることしよう。ここでは①③⑥に関して私見を提示しておきたい。

①は郡太守のこと。周知の如く、当時太守に呼びかける際「府君」と称した。後引する二月条に「君命」とあるが、この「君」も郡守を指すに違いない。③については、次の『風俗通義』第二・正失・宋均令虎渡江」の記載に着目したい。

九江多虎、百姓苦之。前將募民捕取、武吏以除賦課、郡境界皆設陷阱。後太守宋均到、乃移記屬縣曰「夫虎豹在山、鼉鼉在淵、物性之所託。故江、淮之間有猛獸、猶江北之有雞豚。今數爲民害者、咎在貪殘居職使然、而反逐捕、非政之本也。壞檻阱、勿復課錄、退貪殘、進忠良。」後虎悉東渡江、不爲民害。

王利器氏が説く如く、右に見える「前將」は「前任の太守」の意に他ならない。太守がかつて「郡將」と称されたことは、顔師古が謂郡守爲郡將者、以其兼領武事也。

と指摘するとおりであり、しかも『魏志』卷二九・方伎・管輅伝注引「管輅別伝」には

●故郡將劉郗字含元、清和有思理、好易而不能精。

と見える。管輅は平原郡の人で、この別伝は当郡の太守が劉郗であった時の記述に付されたものである。つまり、③の「故將」とは「故郡將」、即ち「もとの太守」と解すべきであろう。

旧太守と郡民との關係を窺わせる興味深い話が『風俗通義』第三・愆礼にある。

河南尹太山羊嗣祖、在家、平原相封子衡葬母、子衡故臨太山數十日、時嗣祖去河南矣。子衡四從子曼慈復爲太山、士大夫用此行「服」者數百人、皆齊衰經帶。時與(於?)太尉府自効歸家、故侍御史胡母季皮獨過相候、求欲作衰。謂「君不爲子衡作吏、何制服。」曰「衆人若此、不可獨否。」又謂「足下徑行自可、今反相歷、令子失禮、僕豫愆。古有弔服、可依其制。」因爲裁縮冠幘袍單衣、定、大爲同作(輩?)所非。然潁川有識陳元方・韓元長・綦母廣明咸嘉是焉。

誤字や脱文・錯簡があると思われるが、おそらくこの内容は以下のようであろう。即ち、もと太守であった封子衡の母が亡くなると、泰山郡の「士大夫」數百人はこぞって齊衰の喪に服した。胡母季皮も右に倣おうとしたところ、「爲子衡作吏」(封子衡に辟召されて郡の掾属となる)ではないのだから「弔服」にとどめるべきだと羊嗣祖は主張する。果たせるかな、衆人の非難をあびることになったが、潁川の陳元方・韓元長・綦母廣明は嗣祖の見解を支持した、と。そして、『風俗通義』には続けて、次のような按語が付されている。

謹按、禮「爲舊君齊衰三月。」謂策名委質爲臣吏者也。子衡臨郡日淺、無他功惠、又非其身。嗣祖位則亞卿、雅有令稱、義當

網紀人倫、爲之節文。而首倡導犯禮違制、使東嶽一郡朦朧焉、豈不愆哉。

「策名委質爲臣吏者」(掾属であった者)は「爲旧君齊衰三月」という礼の規定に従って、齊衰の喪に服すべきであろう。しかし、そうでない者は、封子衡の在任期間は僅か數十日であり、且つ逝去したのは子衡自身ではなく、その母なのだから、無服であるはずだ。應劭はこのように指弾しているのである。

以上の話は実話ではないかもしれない。しかし、これは党錮事件が起こった頃、つまり「過礼」の風が盛んな時代の出来事として記されている。よって、登場人物が違うだけで、話の内容そのものは当時實際にあつた事柄と考えて大過ないのではあるまいか。また、たとえそうであつたとしても、この話には特別な条件があまりにも多い。本文を再度見ると、そこに「子衡四從子曼慈復爲太山」<sup>⑩</sup>とあるように、現任の太守は旧郡守の眷属であつた。「士大夫」達の服喪は、現郡守の歡心を得るための極めて打算的な行動であつた可能性がある。しかも、應劭が指摘するように、旧太守が在職したのは數十日と極端に短く、服喪の対象も旧守その人ではない。ここに記される喪礼は当該期にあつても異例づくめの極めて稀な事例に属したのかもしれない。ただし、これが通常の在任期間を全うした旧太守自身の死亡時であつたとしたら、どうであろう。「士大夫」たる者、按語に見える『儀礼』喪服篇の規定に則つて、齊衰の喪に服する。こうした服喪が当然視されていた蓋然性は高いと思う。應劭の礼解釈に従うと、これもまた「非礼」な礼実践にあたることとなるが、それに準じた場合でも、旧太守への郡民の服喪が全否定されたわけ

ではない。「策名委質為臣吏者」、つまり郡内から辟召された掾属の旧主に対する報恩の念——情情的な結びつき——は、應劭ですらも前提にしなければならない重要事であったと理解されるのである<sup>11)</sup>。

太守と郡民との関係において、忘れてならないのは孝廉選挙の問題である。孝廉選挙の主体は、漢代を通じて基本的には郡国の長官に限定されていた<sup>12)</sup>。それ故、『後漢書』列伝卷三四・胡廣伝に

胡廣字伯始、南郡華容人也。……遂察孝廉、既到京師、試以章奏、安帝以廣為天下第一。〔注・續漢書曰〕「故事、孝廉高第、三公尚書輒優之、特勞來其舉將。於是公府下詔書勞來〔太守法〕雄焉。〕」

とあり、また、同書列伝卷六六・循吏列伝・童恢伝にも

童恢字漢宗、琅邪姑幕人也。……弟翊字漢文、名高於恢、宰府先辟之。翊陽暗不肯仕、及恢被命、乃就孝廉、除須昌長。化有異政、吏人生為立碑。聞舉將喪、弃官歸。

とある。察挙者を「挙將」と称したのは、挙主が「郡將」であったからに他ならない。宮崎市定氏は、後漢代の風潮として「太守より選挙を受けた時には、その知遇に感激して、身命を捧げるのも珍しくない。それで太守の死没には、親に対すると同じ服喪三年というのが早くからあったと指摘される<sup>13)</sup>。右の童翊は、まさにこの具体例であろう。そして、かかる被察挙者の喪礼行為は、挙主である太守が転任後に死没した場合、即ち「故將」となっても、行われることがあったに違いない。同書列伝卷二三・鄭弘に

鄭弘字巨君、會稽山陰人也。……弘少為鄉嗇夫、太守第五倫行春、見而深奇之、召署督郵、舉孝廉。……元和元年(八四)、

代鄧彪為太尉。時舉將第五倫為司空、班次在下、每正朔朝見、弘曲躬而自卑。帝問知其故、遂聽置雲母屏風、分隔其間、由此以為故事。

とあるように、挙將と被挙者の上下関係は選挙後においても不変であった。『魏志』卷一一・邢顒伝が

邢顒、字子昂、河間鄭人也。舉孝廉、司徒辟、皆不就。……太祖辟顒為冀州從事、時人稱之曰「德行堂堂邢子昂。」除廣宗長、以故將喪棄官。有司舉正、太祖曰「顒篤於舊君、有一致之節。」勿問也。

と記す如く、邢顒が「故將」の死に際して棄官し服喪したのは、曹操の述べるように、挙主たる「旧君」への篤き報恩の情に基づいていたのである。辟召・察挙を媒介とした太守—郡民の関係は、一度構築されれば長期間維持し続けられる性質のものであった<sup>14)</sup>。

掾属・被挙者の母体である豪族にとつて、「郡守」というのは極めて大きな存在であったのだろう。故にそれとの関係を確認し持続させるべく、毎年定期的に刺謁に赴いたのである。一方、官人にとつても太守となることの意義は頗る大きかったに違いない。蓄財だけではなく、人的資産の拡充という点においても、それへの就任は旨みがあったと推断されるのである。

さて、最後に⑥の父友について考えてみよう。なぜ、父友が回礼の対象に含まれたのか。この点に関して『風俗通義』第四・過誉に次のような話が見える。

南陽五世公、為廣漢太守、與司徒長史段遼叔同歲、遼叔大子名舊、才操鹵鈍、小子髡既見齒鄉黨、到見股肱曰「太守與遼叔同歲、

恩結締素、薄命早亡、幸來臨郡、今年且以此相饒舉其子。如無罪得至後歲、貫魚之次、敬不有違。」有主簿柳對曰「明府謹終追遠、興微繼絕、然舊實不如髡、宜可授之。」世公於是厲聲曰「丈夫相臨、兒女尚欲舉之、何謂高下之間耶。釋兄用弟、此爲故殃段氏之家、豈稱相遭遇之意乎。」竟舉舊也。世公轉換南陽、與東萊太守蔡伯起同歲、欲舉其子、伯起自乞子瓚尚弱、而弟琰幸以成人、是歲舉琰、明年復舉瓚。(後略)

文中の「同歲」とは、呉樹平・王利器の両氏が指摘するとおり、「同年」ではなく、「同年に察拳を受けた」の意である。<sup>15)</sup> 五世公なる人物が、広漢太守の時、こうした間柄で既に死没していた段遼叔の遺子二人を、また、南陽太守転任後には同じく「同歲」である蔡伯起の弟と子を推挙したという。その動機が「恩結締素」、即ち「同歲」の旧友に対する恩愛にあったことは言うまでもない。段舊・段髡の兄弟および蔡瓚の三名は、まさに父友の恩顧に浴したのである。右の話は、父のコネクションを引き継ぎ維持するのが、子にとつても大きなメリットであったことを物語っている。父友に刺謁する所以であろう。

## 第二節 振贍

振贍については次の両条が確認できる。

### 【三月】

是月也、冬穀或盡、樵麥未熟、乃順陽布德、振贍匱乏。務先九族、自親者始。無或蘊財〔蘊、積〕、忍人之窮、無或利名、罄家繼

富〔罄、竭也〕。度入爲出。處厥中焉。

### 【九月】

九月、治場圃、塗困倉、修簞窖、繕五兵、習戰射、以備寒凍窮厄之寇。存問九族孤寡老病不能自存者、分厚徹重、以救其寒。

三月は端境期のための、九月は冬に備えての振贍である。この他に、十月収穫後のこととして

### 【十月】

五穀既登、家儲蓄積。乃順時令、勅喪紀。同宗有貧窶久喪不堪葬者、則糾合宗人、共與舉之。以親疏貧富爲差、正心平斂、無相踰越、務先自竭、以率不隨。

と見える。これもまた困窮者の救済に他ならないが、その内容は葬儀の支援に限定されている。

興味深いのは、三月・九月の条と十月条とは、その対象に表記の違いがある点である。前者はともに「九族」、後者は「同宗」と記す。「同宗」と後文の「宗人」が同姓父系親を指すことは贅言を要すまい。葬儀という扶助の具体的な中身もそれに照応している。では、「九族」とはどのような範疇を表しているのか。

『月令』中で「九族」の用例を検索すると、先の三月・九月条の他に、もう一例確認される。それは次の十二月条である。

### 【十二月】

是月也、羣神頻行〔頻行、並行〕、大蜡禮興。乃冢祠君・師・九族・友朋、以崇慎終不背之義。

この直前が、第一節で引用した十二月回礼の儀の後文であり、そこには以下のように記されている。

【十二月】

其明日、又祀、是謂蒸祭。後三日、祀冢、事畢、乃請召宗族・婚姻・賓旅〔旅、客〕、講好和禮、以篤恩紀。休農息役、惠必下浹。

ここに「宗族・婚姻」とある点に注目したい。続いて記される「九族」とは、この両者をあわせた称谓なのではあるまいか。

周知の如く、「九族」なる語は経書中にも見え、その解釈をめぐって古文学派と今文学派との間で意見が異なった。古文派が高祖より玄孫に至る直系の父系親に限るのに対して、今文派は父党の他に母党・妻党の異姓親を含める。『白虎通』巻八・宗族論九族には「父族四、母族三、妻族二」と記されているから、後漢王朝政府の国定解釈は今文説に従っていたことがわかる。『月令』の用法はこれに準拠したのであろう。前掲の三月条に「務先九族、自親者始」と見えるが、ここで崔寔は「九族（即ち親族）を優先し、それも、より『親』なる者から始めよ」と訓示しているのはなからうか。己を中心とする親族の範囲内で、同心円的に対象を広げていく振贍を理想的なあり方として語っているように思われるのである。<sup>16)</sup>

以上の考察が正しければ、「同宗」「宗人」「宗族」は「九族」の下位カテゴリーにあたる。十月条において葬送の援助が「同宗」に限定されているのは、事が喪礼に属するのだから当然といえよう。その実施にあたって、本条では親疎・貧富を基準にして負担を割り当て、不公平感が生まれないよう配慮すべき旨が説かれている。ただし、こうした支援の体制がどこまで十全に機能していたかは、些か疑わしい。なぜなら、『後漢書』列伝卷四二の崔寔伝に以下の如く見えるからである。

初、寔父卒、剽賣田宅、起冢塋、立碑頌。葬訖、資産竭盡、因窮困、以酤釀販鬻爲業。時人多以「此」譏之、寔終不改。亦取足而已、不致盈餘。及仕官、歷位邊郡、而愈貧薄。建寧中病卒。家徒四壁立、無以殯斂、光祿勳楊賜・太僕袁逢・少府段熲爲備棺槨葬具、大鴻臚袁隗樹碑頌德。

かくあるべしと『月令』中に書き記した崔寔が死没した際、その葬儀を物質的に援助したのは楊賜等であった。これが事実であるなら、「宗人」による扶助活動は全く行われなかったことになる。とした時、十月条の記載で目を引くのが末尾の「務先自竭、以率不隨」である。「随わざる」者の存在を想定している点に留意すべきであろう。「務めて先ず自ら竭くす」リーダーのような「宗人」がいないと、「同宗」内の団結は十分に維持しえない。だから、その役割を担えよ、と子孫達に訴えかけている。崔寔伝の記載（即ち彼の没後の実情）をふまえると、本条はこのように解釈するのが正しいと感じられてならない。そして実際そうであったのなら、この十月条の記述を以て「宗人」間の結束力を安易に強調するのは危険といえよう。

「同宗」の下位カテゴリーは「家」である。三月条に「名を利<sup>もと</sup>めて、家の継富を罄くすこと或る無かれ」とあり、振贍時の心得として家産の蕩尽を戒める。「家」の存続が第一義となされていたこと、言うまでもない。では、『月令』において「家」はどのような集団として措定されているのだろうか。この問いに答えるため、前節で引いた元日条の冒頭部分を、省略した箇所も含めて再度引用しよう。

正月之旦、是謂正日。躬率妻孥〔孥、子也〕、潔祀祖禰〔祖、祖父、禰、父也〕。前期三日、家長及執事、皆致齋焉〔禮、將祀、必「当

作「散」齊七日、致齊三日、家人苦多務、故俱致齊也。及祀日、進酒降神、畢、乃家室尊卑、無大無小、以次列坐先祖之前、子婦孫曾〔子、直謂子、婦、子之妻〕、各上椒酒於其家長、稱觴舉壽、欣如也。

ここで確認しておきたいのは、正日における行事が「家長」を主体に記されている点である。祖禰の祭祀は、それが妻と子を率いて行うとある。子の世代から見れば、この「家」は父母・妻子・同産の所謂三族制家族と定義されようが、ただし、それでは筆者崔寔の視点に即しているとはいえない。右で想定されているのは、「家長」夫妻とそれを頂点とした直系卑属からなる「家」に他ならないのである。なお、祖禰祭祀に続く拝賀の儀も含めて、元日の儀式が「家」内の行事と位置づけられている点にも留意されたい。

「家長」を基点にすると、この「家」に傍系親はいない。これにあたるのが、年頭の回礼の対象として挙げられる「宗人」と「父兄」であろう。後者の解釈については諸説ある。<sup>17)</sup>

(a) 同宗の父兄輩（「宗人父兄」を一語と見なす）

(b) 氏族 (clan) 内の年配者

(c) 父方のおじ (paternal uncle)

(d) 漢初の里内を統率していた父老のような人びと

(a) 説のように四字で一語となるならば、「宗人父兄」ではなく「同宗父兄」と表記されるはずである。「宗人」と「父兄」は分けて考へるべきであろう。(b)(c)では「宗人」との区別が曖昧になり、(d)なら「郷党耆老」とほぼ重なってしまう。いずれの解釈も矛盾を含んでいる。

解決の糸口は当時の称謂制にある。『儀礼』土冠礼に  
若孤子、則父兄戒宿。

とあり、ここに鄭玄は

「父兄」、諸父諸兄。

と注を付す。加冠の対象が「孤子」<sup>みなしこ</sup>なのだから、経文の「父」が実父であるはずがない。しかも周知のとおり、漢代においては伯叔父を単に「父」と呼ぶ場合があった。<sup>18)</sup>鄭玄にとってここに「諸父（父の兄弟）」と注するのは、ごく自然な解釈であっただろう。『月令』中の「家長」も父は既に死没している。よって、「諸父」とわざわざ書かなくても人々はわかってくれると崔寔は判断したに違いない。

つまり、「父兄」は「諸父諸兄」の意と理解される。「諸」字を削れば、二字のフレーズとなるので、収まりもよかったのだろう。具体的には、実の兄に従父とその子（即ち従兄）を指し示しているの<sup>19)</sup>であった。では、なぜこれらの父系親が「宗人」とは別に特記されたのか。それは彼らがとりわけ親しい同姓親と認識されていたからである。『後漢書』列伝卷五七・党錮列伝に

光和二年（一七九）、上祿長和海上言「禮、從祖兄弟別居異財、恩義已輕、服屬疎末。而今黨人錮及五族、既乖典訓之文、有謬經常之法。」帝覽而悟之、黨錮自從祖以下、皆得解釋。

とあり、当時の礼意識において「從祖以下」は「恩義已に軽く、服疎末に属する親と位置づけられていた。これを裏返せば、従父以上は恩義重く服親近な傍系親族ということになる。翻って『月令』正日条を見ると、「家長」が妻子を従えて祀るのは「祖禰」であった。

次節で確認するように、祭祀の対象は年間を通じて変わらない。いうまでもなく、従父・従子は祖父から枝分かれした同姓親にあたる。即ち、同じ「祖」をともに拝する間柄に他ならない。こうした関係が、従父の親を他の「宗人」と区別する感覚の源泉であったと推断されるのである。

以上述べてきたことを図式化してまとめると、『月令』の「家」は、「家長」夫妻とそれを頂点とする直系卑属からなる。その周りには従父の親がいて、それぞれ独立した「家」をなしていた。この「家」は唯一の最上位世輩者（「家長」）が死没すると、前の世代がそうであったように、直下の世輩者（「子」）が各々独立して、それを頂点とする新たな「家」を形成する。従父親の外側には「宗人」の「家」があつて、それらは「同宗」意識によつて繋がつていた。ただし、その結合は強固とはいえず、「同宗」内の環境によつて結束力は大きく変動した。かかる同姓の「宗族」の他に「家長」の「婚姻」がいて、これらをあわせて「九族」と総称した。「婚姻」が具体的に誰と繋がる姻戚を指すのかは定かでないが、基本的にそれは「家長」の「家」とのみ関係する異姓親であつたと推測される。崔寔が『月令』の中で想定した親族は、おそらくかくの如くであつただらう。

### 第三節 潔祀

先学がつとに指摘するように、『月令』中には祖先祭祀に関する記事が多く確認される。正日潔祀の記述は既に引いたので、それ以降の記載を以下列記しよう。

#### 【正月】

百卉萌動、蟄蟲啓戸。乃以上丁、祀祖于門〔祖、道神、黄帝之子曰累祖、好遠遊、死道路、故祀以爲道神。正月、草木可遊、蟄蟲將出、因此祭之、以求道路之福〕、道陽出滯、祈福祥焉。又以上亥、祠先穡〔先穡、謂先農之徒、始造稼穡也〕及祖禩、以祈豐年〔是之日、并復祀先祖也。祈、求也〕。

#### 【二月】

二月祠太社之日、薦韭・卵于祖禩。前期齊饌掃滌、如正祀焉。其夕又案冢簿、饌祠具、厥明、於冢上薦之。其非冢良日、若有君命他急、筮擇冢祀日。

#### 【五月】

夏至之日、薦麥・魚于祖禩、厥明、祠。前期一日、饌具齊掃滌、如薦韭・卵。

#### 【六月】

六月初伏、薦麥・瓜于祖禩。齊饌掃滌、如薦麥・魚。

#### 【八月】

是月也、以祠泰社日、薦黍・豚于祖禩、厥明、祀冢、如薦麥・魚。

#### 【十一月】

十一月、冬至之日、薦黍・羊。先薦玄冥于井、以及祖禩、齊饌掃滌、如薦黍・豚。其進酒尊長、及脩刺謁賀君・師・耆老、如正月。

#### 【十二月】

十二月、「臈」日、薦稻・鴈。前期五日、殺猪、三日殺羊、前除二日、齊饌掃滌、遂臈先祖・五祀。其明日、是謂小新歲。進



酒降神、其進酒尊長、及脩刺賀君・師・耆老、如正月。其明日、又祀、是謂蒸祭。後三日、祀冢、事畢、乃請召宗族・婚姻・賓旅〔旅、客〕、講好和禮、以篤恩紀。休農息役、惠必下浹。この他に、供物進献の記事も見える。

### 【十一月】

可釀醢、伐竹木、買白犬養之、以供祖禰。

以上の如く、正月（正日と上亥の二度）・二月・五月・六月・八月・十一月・十二月に「致齊・饌具・掃滌」の上で祭祀を行うとある。その対象は一貫して「祖禰」であり、前節所引の正日条には「祖は祖父、禰は父なり」と注記されている。『公羊伝』隠公元年の何休注に

生稱父、死稱考、入廟稱禰。

と見え、「入廟」後の父を「禰」と称したとあるから、諸月の祭祀は家廟の如き特別の施設か、あるいは正堂に設けられた専用の祭壇において行うことをイメージしているかに推察される。<sup>20)</sup>

潔祀が挙行される月については、『後漢書』列伝卷四五・清河孝王慶伝に

常以「生母宋」貴人葬禮有闕、每竊感恨、至四節伏臘、輒祭於私室。

とあり、この「四節伏臘」と合致する。即ち、歳首正月に仲春二月・仲夏五月・仲秋八月・仲冬十月の四節と六月初伏・十二月臘日が祖禰を祭祀すべき時であった。同書列伝卷二三・虞延伝に

建武初、仕執金吾府、除細陽令。每至歳時伏臘、輒休遣徒繫、各使歸家、並感其恩德、應期而還。

とあり、細陽令の虞延が「歳時伏臘」に刑徒の帰宅を許したのも、祖先への孝養をつくさせるためであったに違いない。その際、当時の人々は、祖霊の平安を祈ると同時に、『北堂書鈔』卷九二・礼儀部一三・「葬」項引く『風俗通義』に

俗説、凡祭祀先祖、所以求福。

と見える如く、「福」の将来を祈願したのであろう。本節前掲正月条に「先穡及び祖禰を祠り、以て豊年を祈る」とある点からも、こうした心情が窺える。

祭祀にあたっては、祭壇に供物が進献された。進物の種類は季節によつて異なり、渡部著書の解説するとおり、それは『礼記』王制が

庶人春薦韭、夏薦麥、秋薦黍、冬薦稻。韭以卵、麥以魚、黍以豚、稻以鴈。

と記す礼奠にほぼ対応する。かかる供物以外に、『月令』に

### 【正月】

命典饋釀春酒、必躬親絜敬、以供夏至・初伏之祀。

### 【六月】

至七月七日、當以作麴（起六反。凡臥寢之十日。不能十日、六日・七日亦可）。必躬親潔敬、以供禋祀（禋、潔）。

### 【十月】

上辛、命典饋漬麴、麴澤、釀冬酒。必躬親潔敬、以供冬至・臈・正・祖、薦韭・卵之祠。是月也、作脯・腊、以供臈祀。

とあるから、潔祀では酒と麴も献饌されたと推察される。<sup>21)</sup> なお、酒・麴の製造に際しては「必ず躬親みずから潔敬する」よう、崔寔は説く。

十月条の最後に、「臙祀」に供するため、この月に「脯・腊」（干し肉）を作ると見える。翌月の条に

【十一月】

乃以漸饌黍・稷・稻・梁・諸供臙祀之具。

とあるのも、目的は同じい。臘日に備えてこれらの物品が準備されたのは、この日が年中行事のなかで最も重要な祭日にあたるからだろう。と同時に、これとは別の理由もあった。前掲の十二月条を見ると、臘日から五日後に墓参が行われ、それが終了した後に「宗族・婚姻・賓旅（＝賓客）を請招して、好みを講じ礼に和し、以て恩紀を篤くす」とある。如上の品々は、この宴席にそのまま設えられたのだろう。

会食の目的は、明記されているとおり「篤恩紀」にあった。「共食」を通じて互いの関係を再確認したのである。そして、その参列者は「宗族・婚姻・賓客」の三者であった。ここに「宗族」とあるから、かかる「共食」の場が「同宗」内の団結力を高める契機となっていたことは間違いない。ただし、その期するところはこれにとどまらなかっただろう。「婚姻」と「賓客」も参席している点に着目すると、「同宗」ではなく、ホストである「家長」乃至その「家」に基点を置いて宴席の性格を考えなければならない。つまり、右の三者と当該「家」の構成員とが相互の関係を改めて確認する。これこそが「共食」開催の根本的な動機であったと推断されるのである。十二月の宴席は、この「家」の「家事」として挙行されたのだろう。<sup>22</sup>『睡虎地秦簡』封診式の「毒言」に

爰書、某里公士甲等廿人詣里人士五（伍）丙、皆告曰「丙有寧毒

言、甲等難飲食焉、來告之。」即疏書甲等名事關諜（牒）北（背）。

● 訊丙、辭曰「外大母同里丁坐有寧毒言、以卅餘歲時嬰（遷）。

丙家節（即）有祠、召甲等、甲等不肯來、亦未嘗召丙飲。里節（即）

有祠、丙與里人及甲等會飲食、皆莫肯與丙共（杯）器。甲等及

里人弟兄及它人智（知）丙者、皆難與丙飲食。丙而不把毒、毋（無）

它坐。」

とあり、ここに里を単位とするものと個々の里人が主催するものの、二種の「会飲食」を確認できるが、『月令』十二月条の「共食」は、この秦簡に見える里人の「祠」後の「飲」と本質的には異ならないと思われる。<sup>23</sup>

さて、祖禰の祭祀は墳墓においても行われた。臘日五日後の墓祭については既に紹介した。この他に二月と八月の両条に上冢の記載が見える。そして、五月夏至も墓参の日にあてられていたと考えられる。八月条には「厥明、祀冢、如薦麥・魚」とあり、末尾の「麥・魚を薦める」は夏至の祭祀を指す。「如薦○○」は祭祀の記載に付された常套句で、通常「○○」の箇所には直前の祀日の供物が記入されるが、八月条だけは直近の六月ではなく、五月夏至条の進物が記されている。しかも、夏至条を見ると、「厥明、祠」と「祠」の対象を欠いている。ここに「冢」字を補うべきであろう。<sup>24</sup>

脱字の根拠は他にもある。『風俗通義』第七・窮通に以下の如く見える。

太傅汝南陳蕃仲舉、去光祿勳、還到臨穎巨陵亭、……。蕃本召陵、

父梁父令、別仕平輿<sup>25</sup>、其祖河東太守、冢在召陵、歲時往祠、

以先人所出、重難解亭、止諸冢舍。時令劉子輿、亦本凡庸、不

肯出候、股肱争之、爾乃會其冢上。蕃持板迎之、長跪、令徐乃下車、即坐、不命去板、辭意又不謙恪、蕃深忿之。令去、顧謂賓客「平輿老夫、何欲召陵令哉。不但爲諸家（諸家）当作「詣冢」故耶。<sup>(26)</sup>而爲小豎子所慢。孔子曰『假我數年乎。』」其明年、<sup>(27)</sup>桓帝赫然誅五侯鄧氏、海內望風草偃、子輿以臟疾見彈、埋於當世矣。蕃起於家、爲尚書僕射・太中大夫・太尉。

右は、第一次党禁で免官された陳蕃が祖父の墓参に赴いた際の逸話である。ここに「歳時往祠」とある点に注意されたい。「歳時」とは「四時」の意に違いない。関連して『後漢書』列伝卷一〇・祭遵伝に

祭遵字弟孫、潁川潁陽人也。……無子、國除。兄午、官至酒泉太守。從弟彤。彤字次孫、早孤、以至孝見稱。……光武初以遵故、拜彤爲黃門侍郎、常在左右。及遵卒無子、帝追傷之、以彤爲假師長、令近遵墳墓、四時奉祠之。

とある。光武帝が祭遵没後に与えた恩典は、從弟を墳墓近くの県長に任じてこれに墓祭させることであつて、「四時奉祠」は皇帝の特殊に基づいた破格の上冢ではなく、あくまでも当時の礼規範に即した墓参であると理解すべきであらう。『月令』もこうした「四時」の墓祭を説くのであり、その具体的な祀日として二月・八月の春秋社日と冬十二月の臘日後、そして夏五月の夏至を挙げているに相違あるまい。<sup>(28)</sup>ただし、一言補足しておく、永興二年（二五四）の紀年を有する「薊他君石祠堂題記」（山東省東阿県西南の鉄頭山出土）では

兄弟暴露在冢、不辟晨夏、負土成墓、列種松柏、起立石祠堂。冀二親魂零（靈）有所依止、歲臈拜賀、子孫懽喜、堂雖小、徑日

甚久。

<sup>(29)</sup>と、臘日の墓参にしかふれない。これが墓前の石祠堂に刻まれた銘文であることをふまれば、民間では臘日の上冢が一般的であったと推測される。崔寔は『月令』において、当時の礼に厳密に従つた理想的な墓祭日を提示したのであらう。<sup>(30)</sup>

墓参に関しては、十二月条に極めて興味深い記事がある。既に前節で引いたが、煩をいとわず再度引用しよう。

#### 【十二月】

是月也、羣神頻行（頻行、並行）、大蜡禮興。乃冢祠君・師・九族・友朋、以崇慎終不背之義。

渡部著書が指摘する如く、右の「群神頻行」と同一の句が『国語』楚語下に見え、そこに三国呉の韋昭は

頻、並也。言並行欲求食也。  
と注記する。ここで目を引くのは、韋昭が解説して「食を欲求す」と補記している点である。『風俗通儀』の佚文には

汝南周霸、字翁仲、爲太尉掾、婦於乳舍生女、自毒無男、時屠婦比臥得男、因相與私貨易、裨錢數萬。後翁仲爲北海相、吏周光能見鬼、署爲主簿、使還致敬於本郡縣、因告光曰「事訖、臘日可與小兒俱上冢。去家經十三年、不躬烝嘗。主簿微察知、相先君寧息、會同飲食忻娛否。」往到於冢上、郎君沃醑、主簿俛伏在後、但見屠者弊衣蠹結、踞神坐、持刀割肉。有五時衣帶青墨綬數人、彷徨陰堂東西廂、不敢來前。

とあり、臘日にやって来た「鬼（祖靈）」も求めているのは「飲食」であつた。<sup>(31)</sup>更に、衛宏『漢旧儀』には

臘者、報諸鬼神。古聖賢著功於民者、皆享之。

と見える。<sup>(32)</sup>『月令』の「群神」はこの「諸鬼神」と同意であるに違いなからう。<sup>(33)</sup>臘日の頃、「鬼神」が食を求めてこの世に戻ってくる。当時人々はかく信じていた。だから、この時期に、祖先はもちろんのこと、「古の聖賢の民に功を著す者」に「享（供物の進献）」し、且つ、物故した「君・師・九族・友朋」を祠つたのである。そして、その祭祀を行うのに最も相応しい場が「冢」（乃至はその側に建つ祠堂）なのであった。「鬼」が再来している期間に、その宿る場所へ直接赴いて祭祀するのが正しい供養の仕方であると考えられていたのであろう。

「冢祠」の理由に関して、『月令』は「以崇慎終不背之義」と説明する。ここに見える「慎終不背」とは、『論語』学而篇の一節をふまえた表現に他ならない。

曾子曰「慎終追遠、民德歸厚矣。」

これとほぼ同様の句が『後漢書』列伝卷七一・独行・劉翊伝にも確認できる。

曾行於汝南界中、有陳國張季禮遠赴師喪、遇寒冰車毀、頓滯道路。

翊見而謂曰「君慎終赴義、行宜速達。」即下車與之、不告姓名、

自策馬而去。

『論語』の孔注に

慎終者、喪盡其哀、追遠者、祭盡其敬。君能行此二者、民化其德、皆歸於厚也。

とあるのをあわせ考えると、『月令』十二月の「冢祠」は、その歳に逝去した「君・師・九族・友朋」のために「哀を尽くす」ことが

目的であったのかもしれない。<sup>(34)</sup>

「君・師・友朋」の墓を祭ると記されていることに疑念を抱いたのであろう、繆輯本はここに誤記・脱字を想定する。また、石輯本も「冢」を「衆」字の誤りと推測する。私は、こうした校勘を施さずに「冢」字のままで解釈すべきだと考えるが、ただし、繆・石両氏が感じた違和感には共感を覚える。後代の所謂伝統的な墓祭のあり方と付き合わせた時、祖先以外の墳墓に対する祭祀を年間の行事として明確に設定している点はやはり異様である。これを歴史的対象と了解して積極的に位置づけていく。かかる試みこそが必要とされているのではあるまいか。

## おわりに

前節で確認したとおり、『月令』に記される祖先祭祀の対象は、一貫して祖禰であった。祖禰即ち祖父と父は、祈りを捧げる「家長」以下の世代が直接知る尊親と考えて大過あるまい。かかる具体的に記憶する直系の尊属を、年初と「四節伏臘」に「家」を単位として祭る。崔寔が語る祭礼はこうしたものであったに違いなからう。

では、祖禰以上の祖先に対しては如何様であったか。前節所引の二月条に注目されたい。そこに「案冢簿」と見える。「冢簿」とは、渡部著書が指摘するとおり、後代の「家譜」（祖先の名を書き連ねた一枚の掛軸）に相当するものであろう。崔寔の「家」の場合、そこには『後漢書』列伝卷四二・崔駰伝に見える崔朝（崔寔の六代前の祖）以下の祖名と続柄が記されていたと推測される。二月の墓参

はその年最初の上冢にあたるから、前日に「冢簿」を繕いて先祖の記録を確認する儀式が行われたのだろう。あるいは、「家長」が以下の卑属を前にして、それを読み上げたのかもしれない<sup>(35)</sup>。

ただし、その後行われる墓参が、かかる遠祖にまで及んだとは些か考えがたい。前節で紹介した陳蕃の逸話（『風俗通義』所掲）を見ると、彼が「歳時往祠」していたのは祖父の墓であった。これが「上冢」の上限であったのだろう。「四時」の墓祭も「四節伏臘」の祭礼と同様「祖禰」を対象とし、且つその参列者も「家」の構成員にとどまったと見なすべきである。守屋氏は、『月令』の正月正日条と十二月条に検討を加えた上で、「祭事における宗族集合の史料の極めて乏しい所からみると、祭祀を以て宗族結合の最重要要素と断定することは稍々之を憚らねばなるまい」と述べる<sup>(36)</sup>。確かに宗族を主体とする祖先祭祀の記事は、『月令』の輯本中にただの一例も確認できない。これを散逸した箇所を求めるのは、危険な推測であると私には思われてならないのである。

墓祭についていまい少しふれておこう。漢代において厚葬の風が甚だしかったことは、周知の事柄に属す。近世の伝統的な知識人をはじめ、近代の尚秉和ですらも

西漢時冢上起祠、成為風俗、只富即為之、不必貴人。且于祠堂之外、築高闕、闕之隅、築罍罍、以壯觀瞻。此等情況、在今日

只明清皇陵有之、皇陵外親王家、間有之、余雖卿相不如是也。

然則古人之奢侈、勝今多矣。

と痛罵する<sup>(37)</sup>。こうした批判は既に漢人も行っており、崔寔もその一人であった。『政論』の中で彼は

乃送終之家、亦無法度。至用輻梓・黃腸、多藏寶貨、饗牛作倡、高墳大寢。……古者墓而不墳、文武之兆、與平地齊。今豪民之墳、已千坊矣、欲民不匱、誠亦難矣。

と論じる<sup>(38)</sup>。「古者墓而不墳」なる一文は、墳墓の巨大化を非難する際に必ず引かれる常套句である。これを根拠に豪華な塋域の造営を指弾するのであった。ところが、既に第二節で引用したように、『後漢書』本伝によれば、崔寔は父崔瑗の没後「田宅を剽賣して、冢塋を起こし、碑頌を立て」て、その結果「資産竭尽」したという。しかも、父の瑗は死の直前に

會病卒、年六十六。臨終、顧命子寔曰「夫人稟天地之氣以生、

及其終也、歸精於天、還骨於地。何地不可臧形骸、勿歸鄉里。

其贈贈之物、羊豕之奠、一不得受。」寔奉遺令、遂留葬洛陽。（『後

漢書』列伝卷四二・崔駰伝付瑗伝）

と遺言していた。厚葬を命じているわけではないが、さりとて厚葬を望んでいたとは思えない。華美な世の風潮に嫌悪感を抱いていたことは間違いないだろう。にもかかわらず、崔寔は家産を費やして父の墓を造営した。彼の行動に一種の矛盾を感じるのは私だけであろうか。厚葬という社会的潮流の向こう側に、「冢」をめぐる、当時の人々が抗えない呪縛とでも評すべきような何か潜んでいるように感じられて仕方ないのである<sup>(39)</sup>。

本稿で示した推論——例えば、第一節で述べた太守と郡民との結びつき、第二節において素描した親族の関係等——のどこまでが、『月令』の著された時代の特質であるのか、私にも定かでないところがある。それは後代との比較という膨大な作業をこなしながら確

定してゆくしかないであろう。ただし、その中にあって上冢・墳墓に関わる事象だけは別である。そこには当代の特異さが色濃く刻印されている。まず取り組むべき後日の課題といえよう。

## 注

- (1) 次掲の他に、大阪市立大学中国史研究会「四民月令」訳注（『中国史研究』六・七 一九七一・一九八二）があるが、未見である。
- (2) 現存する『玉燭宝典』の諸本は全て巻九の九月条を欠いている。
- (3) 渡部氏も同様の疑問を感じられ、正日条の記事に後人が加筆した可能性を指摘する。渡部著書一四四～五頁の注(6)参照。
- (4) この点については、中村喬「冬至節の風習と行事」（『中国歳時史の研究』朋友書店 一九九三）参照。
- (5) 渡部論文および渡部著書。
- (6) 「石輯本は「君」を「当地封建君主及尊官」と説き、渡部論文は「郡の太守・丞あるいは県の令長・丞・尉といった、郡県の長官ないしは部長級の人びと」を指すとする。つまり、両氏は「君」が複数の対象を示す語であると理解するのである。渡部著書は「君とは、郡太守を「府君」と称するように、土地の長官のことであろう」と解説するから、旧説を改められたのであろう。私は「君」の指し示す対象を郡守に限定すべきであると考ええる。
- (7) 王利器『風俗通義校注』（中華書局 一九八二）。以下『風俗通義』の引用は同書に従った。
- (8) 『漢書』卷九〇・酷吏・嚴延年伝注。
- (9) 「嗣祖」は羊陟の字。原文では「嗣」を「嗣」字に作る。
- (10) 「四従子」とは四番目の従子の意か。
- (11) なお、『儀礼』喪服篇の該当箇所は以下の二処である。  
傳曰「爲舊君者」、孰謂也。仕焉而已者也。何以服齊衰三月也。

言與民同也。君之母妻、則小君也。（鄭注：仕焉而已者、謂老若有廢疾而致仕者也。爲小君服者、恩深於民。）  
傳曰、大夫爲舊君、何以服齊衰三月也。大夫去君埽其宗廟、故服齊衰三月也。言與民同也。何大夫之謂乎。言其以道去君而猶未絕也。  
〔鄭注：以道去君、爲三諫不從、待放於郊未絕者。言爵祿尚有列於朝、出入有詔於國、妻子自若民也。〕

ここに付された鄭注を見ると、その解釈は、泰山の「士大夫」達とだけでなく、應劭のそれとも異なっている。三者三様の理解がなされてきたということか。

- (12) 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社 一九八八）第一章 第三節参照。
  - (13) 「漢末風俗」（『宮崎市定全集・七』岩波書店 一九九二所収、初出は一九四二年）。
  - (14) 「故將」について、石輯本は「従前曾經作過自己「首長」的人（將止是領導、不一定指武職官員）」と説き、渡部論文はこの解釈を敷衍して、「故將」を「故吏に対応する言葉」と推定する。この具体例と思われるのが、次の『蜀志』卷二・先主伝注引「典略」である。  
趙叡、字叔茂、京兆長陵人也。……辟公府、入爲尚書選部郎。……遷平陵令。故將王允被害、莫敢近者、叡棄官收斂之。  
趙叡は、董卓による長安遷都後、当時司徒であった王允に辟召されたのだろう（次掲『後漢書』列伝卷五六・王允伝参照）。
- 初平元年、代楊彪爲司徒、守尚書令如故。及董卓遷都關中、允悉收斂蘭臺・石室圖書秘緯要者以從。既至長安、皆分別條上。又集漢朝舊事所當施用者、一皆奏之。經籍具存、允有力焉。時董卓尚留洛陽、朝政大小、悉委之於允。
- ただし、右のような事例はこれ一つしか確認できない。思うに、「故將」は本来「故郡將」の意であったが、後に「もと辟召主」をも指す言葉に転用されたのではあるまいか。

- (15) 吳樹平『風俗通義校釈』（天津古籍出版社 一九八〇）、および前掲

の王校注本。

- (16) 「はじめに」で述べたとおり、『月令』の九月条は、『玉燭宝典』の当月条が欠けているため、類書等で補っている。九月の振贍記事は『齊民要術』卷三・雜説から輯出したものである。即ち、出所が異なるのに、ともに振贍を内容とする三月・九月条の記載において、奇しくも「九族」という表現が一致しているのである。このことは、オリジナルの文章でも全く同じ語が使用されていた事実を証明しているのではないか。
- (17) 以下の諸説に関しては、渡部論文の注(23)、渡部著書五頁の紹介によつた。

(18) 『支那古代家族制度研究』(岩波書店 一九四〇)、および郭明昆『中国の家族制及び言語の研究』(東方学会 一九六二) 参照。

(19) ここに「弟」が含まれないのは、回礼という儀礼の性格から考えると、当然といえよう。「家長」が「兄」に回礼するように、「弟」は「家長」のもとへ名刺を携えて訪れる立場にあるからである。

(20) 山東沂南画像石墓の中室画像に「祠堂図」と呼ばれている図像がある。ここに描かれた建物は、これまで墓側の祠堂と解釈されてきたが、小南一郎「漢代の喪葬儀礼」(『アジア文化交流研究』二二二〇〇七)はこれを家廟と推定する。漢代において家廟が存在したか否かは、あらためて問うべき問題といえよう。

(21) ただし、正月・十月条で列記される祀日の中に八月の祭礼は含まれていない。

(22) ここに見える「賓客」がどのような存在であったのかは判断に窮するが、「来席した貴賓」といった一般的な名詞として用いられているとは考えにくい。この「家」と特殊な関係にある知識人を指しているのだろう。『月令』では十二月条の他に四月条において「賓客」の語が確認される。

是月也、可作棗糲、以御賓客。

右はこの「家」に寄食する士人にあたるのかもしれない。ちなみに、本文後掲の陳蕃の逸話(『風俗通義』第七・窮通)に見える「賓客」は、

明らかに陳蕃に随従する士人である。

『後漢紀』卷二三・靈皇帝紀上には次のような記載が見える。

「郭」泰謂濟陰黃元艾曰「卿高才絶人、足爲偉器。然年過四十、名聲著矣。於此際當自匡持、不然將失之矣。……後見司徒袁隗、隗歎其英異、曰「若索女婿如此、善矣。」有人以隗言告元艾、又自生意謂之曰「袁公有女、得無欲嫁與卿乎。」元艾婦夏侯氏、有三子、便遣歸家、將黜之、更索隗女也。夏侯氏「謂」父母曰「婦人見去、當分釵斷帶、請還之。」遂還、元艾爲主人、請親屬及賓客二十餘人。夏侯氏便於座中攘臂大呼、數元艾隱隱穢惡十五事、曰「吾早欲棄卿去、而情所未忍耳、今反黜我。」遂越席而去。元艾諸事悉發露、由此之故、廢棄當世。其弘明善惡皆此類也。

二十餘人の「親屬及賓客」は離婚の見届け役として招かれただろう。「親屬」のなかに姻戚等の異姓親が含まれていたとするなら、この出席者は『月令』十二月条の宴席列席者とはほぼ重なる。「宗族・婚姻・賓客」とは、「家事」に何らかの関わりを持つ人々であったのだろうか。

(23) 工藤元男「睡虎地秦簡「日書」における病因論と鬼神の関係について」(東方学八八 一九九四)は、表題の「日書」の分析を通じて、祖先祭祀後において供物の「共食」が行われたことを指摘する。

(24) 唐輯本が夏至条に「冢」字を補うのに対して、石輯本はこれを批判する。我が国では守屋輯本が唐説に従い、渡部輯本は注で唐説を紹介しながらも「冢」字を加えない。

(25) 前掲の呉校注本はここに  
此句下、拾補曰「或當有『因家焉』三字。」と注記する。

(26) 呉校注本はここに  
「諸家」、拾補曰「疑『詣家』。」按作「諸家」文義不通、此句承上文「歲時往祠」爲言、似当作「祠家」。

と注記する。従うべきであろう。

(27) 「其明年」とは桓帝の延熹八年(一六五)にあたる。呉校注本参照。

(28) 墓参日について、『史記』卷五五・留侯世家に

子房始所見下邳圯上老父與太公書者、後十三年從高帝過濟北、果見穀城山下黃石、取而葆祠之。留侯死、并葬黃石。每上冢伏臘、祠黃石。

とあり、また、『後漢書』卷二・顯宗孝明帝紀・永平十二年五月丙辰条の詔にも

今百姓送終之制、競爲奢靡。生者無擔石之儲、而財力盡於墳土、伏臘無糟糠、而牲牢兼於一奠。糜破積世之業、以供終朝之費、子孫飢寒、絕命於此、豈祖考之意哉。

と見える。ここでは夏の伏日と冬の臘日を墓祭の日としており、夏至を夏季の上冢日とする『月令』と異なる。かかる相違が何を意味するかは後考を待ちたい。

(29) 引用は永田英正編『漢代石刻集成』（同朋舎出版 一九九四）の釈文によった。

(30) 以上の推断が正しければ、前掲『後漢書』祭遵伝が記す「四時奉祠之」の「四時」には、「手厚く」「懇ろに」といったニュアンスが含まれていることになる。

(31) この佚文の引用は呉校注本によった。

(32) 『漢旧儀』の引用は孫星衍校集『衛宏漢旧儀補遺』巻下によった。

(33) 中村喬「臘祭小考察」（前掲著書所収）および夏日新「臘日的祭祀」（『集刊東洋学』七三 一九九五）も『月令』十二月条と『漢旧儀』の記載とに関連性を見いだす。この内、中村氏は『月令』の「冢祠」と『漢旧儀』の祭祀を同一の鬼祭と見なされ、いずれも「郷村における臘日の行事」を指すとする。氏の眼目は蜡祭の性格を説明する点にあり、十二月条の「大蜡礼興」の解釈をめぐって議論を展開するが、氏の理解が正しいとすると、「冢祠」の主語は「郷村」であったことになる。これでは「君」以外の「冢祠」の対象が何を指しているのか、わからなくなってしまう。夏氏が論じるように、この「冢祠」は「家長」の「家」の祭礼と見なすべきであろう。

(34) 『論語』の正義では

此章言民化君德也。慎終者、終謂父母之喪也、以死者人之終、故謂之終、執親之喪、禮須謹慎、盡其哀也。追遠者、遠謂親終既葬日月已遠也、孝子感時念親追而祭之盡其敬也。民德歸厚矣者、言君能行此慎終追遠二者、民化其德、皆歸厚矣、言不偷薄也。

と、「慎終」の「終」を「父母之喪」と説明するが、かかる限定した解釈は後漢代においては支配的でなかったと推察される。

(35) 『月令』八月条中に

八月、箠擇月節後良日、祠歲時常所奉尊神。前期七日、舉家母到喪家及產乳家。家長及執事者、悉齋、案祠簿、掃滌、務加謹潔。と、「案祠簿」なる句が見える。この「祠簿」を渡部著書は「冢簿」と同一視するが、かかる見解には従えない。「祠簿」に記されていたのは「歲時常所奉尊神」の一覧で、祭神の前にそれを確認したと理解すべきであろう。

(36) 「漢代に於ける宗族結合の一考察」（『東亜論叢』五一 一九四一）。

(37) 『歷代社会風俗事物考』卷二二・墳墓・「漢士夫墓上起祠堂」。

(38) 引用は『全後漢文』巻四六の輯本によった。

(39) 『月令』二月条に見える「冢」字を冠して呼ばれたのか。祖先祭祀において「墓」が重要な位置にあった事実を推察させる。